

○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則

改正	平成25年 5月29日	令和 2年 2月 7日
	平成26年 1月16日	令和 3年 4月 1日
	平成27年 2月 9日	令和 6年 4月 1日
	平成29年 3月 3日	

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）第10条第8項の規定により、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）が、事業活動の原資となる資金を調達し財産的基礎の維持を図るための退職慰労金事業会計の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会 員

運営規則第4条に掲げる者をいう（退職会員及び再任用会員を除く。）。

(2) 会 費

運営規則第10条の規定により、会員が互助会に納入した金額をいう。

(3) 退職慰労金

会員の納入会費のうち退職慰労金事業会計に積み立てた金額（預り金）をいう。

(4) 積立率

納入会費における退職慰労金の積立割合をいう。

(5) 未償還金

互助会の行う貸付事業に係る未納額をいう。

(6) 削除

(7) 遺 族

死亡による退会時に会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であった者並びに会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族をいう。

(積立方法)

第3条 互助会は、毎月、各会員の納入した会費に積立率を乗じて算出した額を、各会員別に退職慰労金事業会計に積み立てなければならない（1円未満切捨て。以下同じ。）。
2 納入免除等により会費納入がない月は、積立を行わない。
3 平成24年度以前に入会した会員の平成24年度末までの積立については、財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則第2条から第5条の規定により算出した額を退職慰労金事業会計に積み立てるものとする（1円未満切捨て。）。
(積立率)

第4条 積立率は、100分の50とする。

(未納入会費の充当)

第5条 未納入会費の有る会員の退職慰労金は、会費に充当する。

2 会費への充当は、償還金、退職互助会費の充当に優先する。

(未償還金の充当)

第6条 未償還金のある会員の退職慰労金は、償還金に充当する。

2 償還金への充当は、退職互助会費の充当に優先する。

(退職互助会費への充当)

第7条 会員が退職互助事業に加入を希望する場合は、退職慰労金を退職互助会費に充当する。

(返還経費の控除)

第8条 削除

(返還時期)

第9条 互助会は、会員の退会時に、各会員の退職慰労金から第5条第1項、第6条第1項及び第7条に定める充当並びに第8条に定める控除を行った後の金額を各会員に返還しなければならない。ただし、退職慰労金は、退会時以外には返還しない。

2 互助会は、会員が死亡により退会した時は、退職慰労金から第5条第1項及び第6条第1項に定める充当並びに第8条に定める控除を行った後の金額を遺族に返還する。遺族への返還順位については、給付規則第4条の規定による。

(返還の請求方法)

第10条 会員は、退会後速やかに退職慰労金返還請求書を理事長に提出する。

2 会員が死亡により退会した時は、退会後速やかに返還順位の最高位の遺族が退職慰労金返還請求書を理事長に提出する。

3 会員が死亡以外の事由で退会し、会員本人による請求が不可能な場合は、退会後速やかに親族が退職慰労金返還請求書を理事長に提出する。その場合の返還順位は遺族に準ずる。

(返還方法)

第11条 理事長は、前条第1項の規定により退職慰労金返還請求書の提出があった場合は、退職慰労金返還請求書を受領した日から2か月以内に、会員に退職慰労金返還通知書を送付し、短期給付金の登録口座に送金する。ただし、現金交付による返還は行わない。

2 理事長は、前条第2項の規定により退職慰労金返還請求書の提出があった場合は、退職慰労金返還請求書を受領した日から2か月以内に、遺族に退職慰労金返還通知書を送付し、遺族から請求のあった口座に送金する。ただし、現金交付による返還は行わない。

(返還の制限)

第12条 この規則による退職慰労金の返還は、資格喪失日から5年以内に請求がなかった場合、請求権が消滅する。(民法166条 債権等の消滅時効)ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

(積立額の確認)

第13条 会員が積立額を確認する場合は、理事長に積立額通知依頼書を提出する。

2 理事長は、会員から積立額通知依頼書の提出を受けた場合は、提出を受領した日から1か月以内に、受領した月の前月末までの積立額を記載した積立額通知書を会員に送付する。

(様式)

第14条 第10条における退職慰労金返還請求書、第11条における返還通知書、前条における積立額通知依頼書及び積立額通知書の様式については、別に定める。

(他会計への貸付)

第15条 他会計の事業実施に必要な場合は、理事会の決議を経て退職慰労金事業会計から他会計に資金の貸付を行うことができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2年 2月 7日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。